

相模原市市営住宅条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

住宅セーフティネットの中心を担う公営住宅の役割を踏まえ、配偶者又は生活の本拠を共にする交際関係にある相手(以下「配偶者等」という。)からの暴力を受けた者及び犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援することを目的として、公営住宅における単身入居ができる者及び優先的に入居に係る選考をすることができる者の対象を追加するため、条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

入居者資格に係る規定の改正

現に同居し、又は同居しようとする親族があることとする条件を備えず、公営住宅に入居することができる者に、次に掲げる者を追加します。

(1) 配偶者等からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

- ア 母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 婦人相談所又は配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力を理由として保護を受けたことの証明書が発行されている者
- ウ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他の配偶者等からの暴力を受けた者の保護を行う地方公共団体の機関、地方公共団体と連携して配偶者等からの暴力を受けた者の保護を図るための活動を行う民間の団体その他市長が適当と認める機関又は団体において、配偶者等からの暴力を理由として避難していることを申し出たことの確認がされている者

(2) 相模原市犯罪被害者等支援条例(案)に規定する犯罪被害者等でア又はイに該当するもの

- ア 犯罪等により被害を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者
- イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住することが困難となった者

3 今後のスケジュール

令和4年12月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和5年1月23日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
4月1日	改正条例の施行